

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第1号

改正案	現行
<p>別紙様式第1号 (第18条第1項関係) (日本工業規格A4)</p>	<p>別紙様式第1号 (第18条第1項関係) (日本工業規格A4)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>目次</p>	<p>目次</p>
<p>第1～第5 (略) (記載上の注意) 1～5 (略)</p>	<p>第1～第5 (略) (記載上の注意) 1～5 (略) (新設)</p>
<p>6 <u>上場会社等(金融商品取引法第24条の4の7第1項の規定により四半期報告書(同項に規定する四半期報告書をいう。以下この6において同じ。)を提出しなければならない会社(同条第2項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。)をいう。)である銀行にあつては、この様式中、第2 中間貸借対照表、第3 中間損益計算書、第4 中間株主資本等変動計算書、第5 中間キャッシュ・フロー計算書については、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準じて作成すること。</u></p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第2 第 期中 (年 月 日現在) 中間貸借対照表</p>	<p>第2 第 期中 (年 月 日現在) 中間貸借対照表</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(記載上の注意)</p>	<p>(記載上の注意)</p>
<p>1 (略)</p>	<p>1 (略)</p>
<p>(1)～(5) (略)</p>	<p>(1)～(5) (略)</p>
<p>(削る)</p>	<p><u>(6) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。</u></p>
<p>(削る)</p>	<p><u>(7) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額</u></p>
<p>(削る)</p>	<p><u>(8) 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額(一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額)</u></p>
<p>(削る)</p>	<p><u>(9) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金又は長期信用銀行債等(預金保険法第2条第2項第5号に規定する長期信用銀行債等をいう。以下同じ。)を担保とする貸付金(担保とされた預金及び長期信用銀行債等の総額を超えないものに限る。)は、この限りでない。</u></p>
<p>(削る)</p>	<p><u>(10) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金及び長期信用銀行債等はこの限りでない。</u></p>
<p>(6)～(10) (略)</p>	<p><u>(11)～(15) (略)</u></p>
<p>(削る)</p>	<p><u>(16) 会社計算規則第2条第3項第72号に規定する連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨</u></p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第1号

改正案	現行
<p><u>(11)</u>~<u>(16)</u> (略) 2・3 (略) (以下略)</p>	<p><u>(17)</u>~<u>(22)</u> (略) 2・3 (略) (以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第1号の2

改正案	現行
<p>別紙様式第1号の2 (第18条第1項関係) (日本工業規格A4)</p>	<p>別紙様式第1号の2 (第18条第1項関係) (日本工業規格A4)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>目次</p>	<p>目次</p>
<p>第1～第5 (略) (記載上の注意) 1～5 (略) 6 <u>上場会社等(金融商品取引法第24条の4の7第1項の規定により四半期報告書(同項に規定する四半期報告書をいう。以下この6において同じ。)を提出しなければならない会社(同条第2項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。)をいう。)である銀行にあつては、この様式中、第2 中間貸借対照表、第3 中間損益計算書、第4 中間株主資本等変動計算書、第5 中間キャッシュ・フロー計算書については、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準じて作成すること。</u></p>	<p>第1～第5 (略) (記載上の注意) 1～5 (略) (新設)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第2 第 期中 (年 月 日現在) 中間貸借対照表</p>	<p>第2 第 期中 (年 月 日現在) 中間貸借対照表</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(記載上の注意)</p>	<p>(記載上の注意)</p>
<p>1 (略)</p>	<p>1 (略)</p>
<p>(1)～(5) (略)</p>	<p>(1)～(5) (略)</p>
<p>(削る)</p>	<p><u>(6) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。</u></p>
<p>(削る)</p>	<p><u>(7) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額</u></p>
<p>(削る)</p>	<p><u>(8) 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額(一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額)</u></p>
<p>(削る)</p>	<p><u>(9) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金又は長期信用銀行債等(預金保険法第2条第2項第5号に規定する長期信用銀行債等をいう。以下同じ。)を担保とする貸付金(担保とされた預金及び長期信用銀行債等の総額を超えないものに限る。)は、この限りでない。</u></p>
<p>(削る)</p>	<p><u>(10) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金及び長期信用銀行債等はこの限りでない。</u></p>
<p>(6)～(10) (略)</p>	<p>(11)～(15) (略)</p>
<p>(削る)</p>	<p><u>(16) 会社計算規則第2条第3項第72号に規定する連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨</u></p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第1号の2

改正案	現行
<p><u>(11)</u>~<u>(16)</u> (略) 2・3 (略) (以下略)</p>	<p><u>(17)</u>~<u>(22)</u> (略) 2・3 (略) (以下略)</p>

改正案	現行
別紙様式第2号(第18条第1項関係) (日本工業規格A4)	別紙様式第2号(第18条第1項関係) (日本工業規格A4)
(略)	(略)
第2年 月 日現在中間貸借対照表	第2年 月 日現在中間貸借対照表
(略)	(略)
(記載上の注意)	(記載上の注意)
1 (略)	1 (略)
(1)~(5) (略)	(1)~(5) (略)
(削る)	<u>(6) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。</u>
(削る)	<u>(7) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額</u>
(削る)	<u>(8) 支店の代表者との間の取引による支店の代表者に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金(担保とされた預金の額を超えないものに限る。)は、この限りでない。</u>
(削る)	<u>(9) 支店の代表者との間の取引による支店の代表者に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金はこの限りでない。</u>
<u>(6)~(12)</u> (略)	<u>(10)~(16)</u> (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
(以下略)	(以下略)

改正案	現行
別紙様式第2号の2(第18条第1項関係)	別紙様式第2号の2(第18条第1項関係)
(略)	(略)
第2年 月 日現在中間貸借対照表	第2年 月 日現在中間貸借対照表
(略)	(略)
(記載上の注意)	(記載上の注意)
1 (略)	1 (略)
(1)~(5) (略)	(1)~(5) (略)
(削る)	<u>(6) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。</u>
(削る)	<u>(7) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額</u>
(削る)	<u>(8) 支店の代表者との間の取引による支店の代表者に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金(担保とされた預金の額を超えないものに限る。)は、この限りでない。</u>
(削る)	<u>(9) 支店の代表者との間の取引による支店の代表者に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金はこの限りでない。</u>
(削る)	<u>(10)~(16) (略)</u>
<u>(6)~(12) (略)</u>	2・3 (略)
2・3 (略)	(以下略)
(以下略)	

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第3号

改正案	現行
<p>別紙様式第3号 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第2 第 期末 (年 月 日現在) 貸借対照表</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>(1)~(10) (略)</p> <p>(11) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項 (会社計算規則第139条の規定に従い記載すること。)</p> <p>(12)~(27) (略)</p> <p>2~5 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第3号 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第2 第 期末 (年 月 日現在) 貸借対照表</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>(1)~(10) (略)</p> <p>(11) リースにより使用する有形固定資産に関する事項 (会社計算規則第139条の規定に従い記載すること。)</p> <p>(12)~(27) (略)</p> <p>2~5 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第3号の2

改正案	現行
別紙様式第3号の2 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)	別紙様式第3号の2 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)
(略)	(略)
第2 第 期末 (年 月 日現在) 貸借対照表	第2 第 期末 (年 月 日現在) 貸借対照表
(略)	(略)
(記載上の注意)	(記載上の注意)
1 (略)	1 (略)
(1)~(10) (略)	(1)~(10) (略)
(11) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項 (会社計算規則第139条の規定に従い記載すること。)	(11) リースにより使用する有形固定資産に関する事項 (会社計算規則第139条の規定に従い記載すること。)
(12)~(27) (略)	(12)~(27) (略)
2~5 (略)	2~5 (略)
(以下略)	(以下略)

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第4号

改正案	現行
<p>別紙様式第4号 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第2 年 月 日現在 貸借対照表</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>(1)~(7) (略)</p> <p>(8) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項 (会社計算規則第139条の規定に従い記載すること。)</p> <p>(9)~(17) (略)</p> <p>2~5 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第4号 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第2 年 月 日現在 貸借対照表</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>(1)~(7) (略)</p> <p>(8) リースにより使用する有形固定資産に関する事項 (会社計算規則第139条の規定に従い記載すること。)</p> <p>(9)~(17) (略)</p> <p>2~5 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第4号の2

改正案	現行
別紙様式第4号の2 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)	別紙様式第4号の2 (第18条第2項関係) (日本工業規格A4)
(略)	(略)
第2 年 月 日現在 貸借対照表	第2 年 月 日現在 貸借対照表
(略)	(略)
(記載上の注意)	(記載上の注意)
1 (略)	1 (略)
(1)~(7) (略)	(1)~(7) (略)
(8) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項 (会社計算規則第139条の規定に従い記載すること。)	(8) リースにより使用する有形固定資産に関する事項 (会社計算規則第139条の規定に従い記載すること。)
(9)~(17) (略)	(9)~(17) (略)
2~5 (略)	2~5 (略)
(以下略)	(以下略)

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第5号

改正案	現行
<p>別紙様式第5号 (第18条第3項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>目次</p> <p>第1・2 (略) (記載上の注意)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 <u>上場会社等(金融商品取引法第24条の4の7第1項の規定により四半期報告書(同項に規定する四半期報告書をいう。以下この5において同じ。))を提出しなければならない会社(同条第2項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。)をいう。)である銀行にあつては、この様式中、第2 中間連結財務諸表については、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準じて作成すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2 中間連結財務諸表</p> <p>(略)</p> <p>2 (年 月 日現在) 中間連結貸借対照表</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>別紙様式第5号 (第18条第3項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>目次</p> <p>第1・2 (略) (記載上の注意)</p> <p>1～4 (略) (新設)</p> <p>(略)</p> <p>第2 中間連結財務諸表</p> <p>(略)</p> <p>2 (年 月 日現在) 中間連結貸借対照表</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。</u></p> <p>(7) <u>有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額</u></p> <p>(8) <u>資産に係る引当金を直接控除した場合における資産の資産科目別の引当金の金額(一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額)</u></p> <p>(9) <u>銀行の取締役、監査役及び執行役との間の取引による当該取締役、監査役及び執行役に対する銀行及びその子会社等の金銭債権があるときは、その総額。ただし、銀行及びその子会社等である金融機関との間の総合口座取引における当座貸越及び預金又は長期信用銀行債等(預金保険法第2条第2項第5号に規定する長期信用銀行債等をいう。以下同じ。)を担保とする貸付金(担保とされた預金及び長期信用銀行債等の総額を超えないものに限る。))は、この限りでない。</u></p> <p>(10) <u>銀行の取締役、監査役及び執行役との間の取引による当該取締役、監査役及び執行役に対す</u></p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第5号

改正案	現行
<p>(6)~(15) (略) 2~5 (略) (以下略)</p>	<p><u>る銀行及びその子会社等の金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金及び長期信用銀行債等はこの限りでない。</u> (11)~(20) (略) 2~5 (略) (以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第5号の2

改正案	現行
<p>別紙様式第5号の2 (第18条第4項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第2 連結財務諸表</p> <p>(略)</p> <p>2 (年 月 日現在) 連結貸借対照表</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>(1)~(8) (略)</p> <p>(9) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項 (会社計算規則第139条の規定に従い記載すること。)</p> <p>(10)~(21) (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第5号の2 (第18条第4項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>第2 連結財務諸表</p> <p>(略)</p> <p>2 (年 月 日現在) 連結貸借対照表</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>(1)~(8) (略)</p> <p>(9) リースにより使用する有形固定資産に関する事項 (会社計算規則第139条の規定に従い記載すること。)</p> <p>(10)~(21) (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p>(以下略)</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第6号 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 中 間 決 算 公 告</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">中間貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(6)~(10) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(11)~(17) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">第2 第 期 中 間 決 算 公 告 (要旨)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">中間貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>別紙様式第6号 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 中 間 決 算 公 告</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">中間貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p><u>(6) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(7) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額</u></p> <p><u>(8) 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額 (一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額)</u></p> <p><u>(9) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金又は長期信用銀行債等 (預金保険法第2条第2項第5号に規定する長期信用銀行債等をいう。以下同じ。) を担保とする貸付金 (担保とされた預金及び長期信用銀行債等の総額を超えないものに限る。) は、この限りでない。</u></p> <p><u>(10) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金及び長期信用銀行債等はこの限りでない。</u></p> <p>(11)~(15) (略)</p> <p><u>(16) 会社計算規則第2条第3項第72号に規定する連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨</u></p> <p>(17)~(23) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">第2 第 期 中 間 決 算 公 告 (要旨)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">中間貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第6号

改正案	現行
<p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(5)~(7)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p><u>(5) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額</u></p> <p><u>(6)~(8)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(以下略)</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第6号の2 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 中 間 決 算 公 告</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">中間貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(6)~(10) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(11)~(17) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">第2 第 期 中 間 決 算 公 告 (要旨)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">中間貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>別紙様式第6号の2 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 中 間 決 算 公 告</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">中間貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p><u>(6) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(7) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額</u></p> <p><u>(8) 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額 (一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額)</u></p> <p><u>(9) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金又は長期信用銀行債等 (預金保険法第2条第2項第5号に規定する長期信用銀行債等をいう。以下同じ。) を担保とする貸付金 (担保とされた預金及び長期信用銀行債等の総額を超えないものに限る。) は、この限りでない。</u></p> <p><u>(10) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金及び長期信用銀行債等はこの限りでない。</u></p> <p>(11)~(15) (略)</p> <p><u>(16) 会社計算規則第2条第3項第72号に規定する連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨</u></p> <p>(17)~(23) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">第2 第 期 中 間 決 算 公 告 (要旨)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">中間貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第6号の2

改正案	現行
<p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(5)~(7)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p><u>(5) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額</u></p> <p><u>(6)~(8)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第6号の3

改正案	現行
<p>別紙様式第6号の3 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>(1)~(10) (略)</p> <p>(11) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項 (会社計算規則第139条の規定に従い記載すること。)</p> <p>(12)~(28) (略)</p> <p>2~5 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第6号の3 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>(1)~(10) (略)</p> <p>(11) リースにより使用する有形固定資産に関する事項 (会社計算規則第139条の規定に従い記載すること。)</p> <p>(12)~(28) (略)</p> <p>2~5 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第6号の4

改正案	現行
<p>別紙様式第6号の4 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>(1)~(10) (略)</p> <p>(11) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項 (会社計算規則第139条の規定に従い記載すること。)</p> <p>(12)~(28) (略)</p> <p>2~5 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第6号の4 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>(1)~(10) (略)</p> <p>(11) リースにより使用する有形固定資産に関する事項 (会社計算規則第139条の規定に従い記載すること。)</p> <p>(12)~(28) (略)</p> <p>2~5 (略)</p> <p>(以下略)</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第7号 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 中 間 決 算 公 告</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">中間貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(6)~(12) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">第2 第 期 中 間 決 算 公 告 (要旨)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">中間貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>別紙様式第7号 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 中 間 決 算 公 告</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">中間貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p><u>(6) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(7) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額</u></p> <p><u>(8) 支店の代表者との間の取引による支店の代表者に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金(担保とされた預金の額を超えないものに限る。)は、この限りでない。</u></p> <p><u>(9) 支店の代表者との間の取引による支店の代表者に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金はこの限りでない。</u></p> <p><u>(10)~(16)</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">第2 第 期 中 間 決 算 公 告 (要旨)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">中間貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額</u></p> <p><u>(4)・(5)</u> (略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第7号

改正案	現行
2 (略) (以下略)	2 (略) (以下略)

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第7号の2

改正案	現行
<p>別紙様式第7号の2 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 中 間 決 算 公 告</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">中間貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(6)~(12)</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">第2 第 期 中 間 決 算 公 告 (要旨)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">中間貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(3)・(4)</u> (略)</p>	<p>別紙様式第7号の2 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 中 間 決 算 公 告</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">中間貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p><u>(6) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(7) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額</u></p> <p><u>(8) 支店の代表者との間の取引による支店の代表者に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金(担保とされた預金の額を超えないものに限る。)は、この限りでない。</u></p> <p><u>(9) 支店の代表者との間の取引による支店の代表者に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金はこの限りでない。</u></p> <p><u>(10)~(16)</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">第2 第 期 中 間 決 算 公 告 (要旨)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">中間貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額</u></p> <p><u>(4)・(5)</u> (略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第7号の2

改正案	現行
2 (略) (以下略)	2 (略) (以下略)

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第7号の3

改正案	現行
<p>別紙様式第7号の3 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>(1)~(7) (略)</p> <p>(8) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項 (会社計算規則第139条の規定に従い記載すること。)</p> <p>(9)~(17) (略)</p> <p>2~5 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第7号の3 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>(1)~(7) (略)</p> <p>(8) リースにより使用する有形固定資産に関する事項 (会社計算規則第139条の規定に従い記載すること。)</p> <p>(9)~(17) (略)</p> <p>2~5 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第7号の4

改正案	現行
<p>別紙様式第7号の4 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>(1)~(7) (略)</p> <p>(8) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項 (会社計算規則第139条の規定に従い記載すること。)</p> <p>(9)~(17) (略)</p> <p>2~5 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第7号の4 (第19条第1項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>(1)~(7) (略)</p> <p>(8) リースにより使用する有形固定資産に関する事項 (会社計算規則第139条の規定に従い記載すること。)</p> <p>(9)~(17) (略)</p> <p>2~5 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第8号

改正案	現行
<p>別紙様式第8号 (第19条第2項及び第6項関係)</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 中 間 決 算 公 告</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">中間連結貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(6)~(16) (略)</p> <p>3~6 (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">第2 第 期 中 間 決 算 公 告 (要 旨)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">中間連結貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>別紙様式第8号 (第19条第2項及び第6項関係)</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 中 間 決 算 公 告</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">中間連結貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p><u>(6) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(7) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額</u></p> <p><u>(8) 資産に係る引当金を直接控除した場合における資産の資産科目別の引当金の金額 (一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額)</u></p> <p><u>(9) 銀行の取締役、監査役及び執行役との間の取引による当該取締役、監査役及び執行役に対する銀行及びその子会社等の金銭債権があるときは、その総額。ただし、銀行及びその子会社等である金融機関との間の総合口座取引における当座貸越及び預金又は長期信用銀行債等 (預金保険法第2条第2項第5号に規定する長期信用銀行債等をいう。以下同じ。) を担保とする貸付金 (担保とされた預金及び長期信用銀行債等の総額を超えないものに限る。) は、この限りでない。</u></p> <p><u>(10) 銀行の取締役、監査役及び執行役との間の取引による当該取締役、監査役及び執行役に対する銀行及びその子会社等の金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金及び長期信用銀行債等はこの限りでない。</u></p> <p>(11)~(21) (略)</p> <p>3~6 (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">第2 第 期 中 間 決 算 公 告 (要 旨)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">中間連結貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第8号

改正案	現行
<p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(5)~(7)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p><u>(5) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額</u></p> <p><u>(6)~(8)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第8号の2

改正案	現行
<p>別紙様式第8号の2 (第19条第2項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>連結貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)~(8) (略)</p> <p>(9) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項 (会社計算規則第139条の規定に従い記載すること。)</p> <p>(10)~(22) (略)</p> <p>3~7 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第8号の2 (第19条第2項及び第6項関係)</p> <p>第1 第 期 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>連結貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)~(8) (略)</p> <p>(9) リースにより使用する有形固定資産に関する事項 (会社計算規則第139条の規定に従い記載すること。)</p> <p>(10)~(22) (略)</p> <p>3~7 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第9号

改正案	現行																														
<p>別紙様式第9号 (第20条第1項関係)</p> <p style="text-align: center;">第 期 { 年 月 日から 年 月 日まで } 事業報告</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1 当行の現況に関する事項 (1)~(6) (略) (7) 事業譲渡等の状況</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意) (略) 1・2 (略) 3 他の会社(外国会社を含む。)の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分のうち重要なもの 4 (略) (8) (略)</p> <p>2 会社役員(取締役、会計参与、監査役及び執行役)に関する事項 (1) (略) (2) 会社役員に対する報酬等</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:20%; text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">報 酬 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">取 締 役</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">会 計 参 与</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">監 査 役</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">執 行 役</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">計</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) 1~3 (略) 4 会社役員(社外役員を除く。)が当該銀行の支配人その他の使用人を兼ねている場合における当該支配人その他の使用人としての報酬等の金額を欄外に記載すること(報酬以外の金額については、その金額を括弧内書すること。) 5 会社役員に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額を欄外に記載すること。ただし、委員会設置会社にあつては、記載を要しない。</p>	区 分	報 酬 等	取 締 役		会 計 参 与		監 査 役		執 行 役		計		<p>別紙様式第9号 (第20条第1項関係)</p> <p style="text-align: center;">第 期 { 年 月 日から 年 月 日まで } 事業報告</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1 当行の現況に関する事項 (1)~(6) (略) (7) 事業譲渡等の状況</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意) (略) 1・2 (略) 3 他の会社(外国会社を含む。)の株式その他の持分又は新株予約権等の取得のうち重要なもの 4 (略) (8) (略)</p> <p>2 会社役員(取締役、会計参与、監査役及び執行役)に関する事項 (1) (略) (2) 会社役員に対する報酬等</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:20%; text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">報 酬 等</th> <th style="text-align: center;">定款又は株主総会で定められた報酬限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">取 締 役</td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">会 計 参 与</td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">監 査 役</td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">執 行 役</td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">計</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) 1~3 (略) 4 「報酬等」には、会社役員(社外役員を除く。)が当該銀行の支配人その他の使用人を兼ねている場合における当該支配人その他の使用人としての報酬等を含み、当該金額を欄外に記載すること(報酬以外の金額については、その金額を括弧内書すること。) (新設)</p>	区 分	報 酬 等	定款又は株主総会で定められた報酬限度額	取 締 役			会 計 参 与			監 査 役			執 行 役			計		
区 分	報 酬 等																														
取 締 役																															
会 計 参 与																															
監 査 役																															
執 行 役																															
計																															
区 分	報 酬 等	定款又は株主総会で定められた報酬限度額																													
取 締 役																															
会 計 参 与																															
監 査 役																															
執 行 役																															
計																															

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第9号

改正案	現行
<p><u>6・7</u> (略) (削る) (以下略)</p>	<p><u>5・6</u> (略) <u>7</u> 委員会設置会社にあつては、「定款又は株主総会で定められた報酬限度額」の設欄は要しない。 (以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第9号の2

改正案	現行																														
<p>別紙様式第9号の2 (第20条第1項関係)</p> <p style="text-align: center;">第 期 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 事業報告</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1 当行の現況に関する事項 (1)~(6) (略) (7) 事業譲渡等の状況</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意) (略) 1・2 (略) 3 他の会社(外国会社を含む。)の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分のうち重要なもの 4 (略) (8) (略)</p> <p>2 会社役員(取締役、会計参与、監査役及び執行役)に関する事項 (1) (略) (2) 会社役員に対する報酬等</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">報 酬 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">取 締 役</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">会 計 参 与</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">監 査 役</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">執 行 役</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) 1~3 (略) 4 会社役員(社外役員を除く。)が当該銀行の支配人その他の使用人を兼ねている場合における当該支配人その他の使用人としての報酬等の金額を欄外に記載すること(報酬以外の金額については、その金額を括弧内書すること。) 5 会社役員に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額を欄外に記載すること。ただし、委員会設置会社にあつては、記載を要しない。</p>	区 分	報 酬 等	取 締 役		会 計 参 与		監 査 役		執 行 役		計		<p>別紙様式第9号の2 (第20条第1項関係)</p> <p style="text-align: center;">第 期 $\left[\begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$ 事業報告</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1 当行の現況に関する事項 (1)~(6) (略) (7) 事業譲渡等の状況</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意) (略) 1・2 (略) 3 他の会社(外国会社を含む。)の株式その他の持分又は新株予約権等の取得のうち重要なもの 4 (略) (8) (略)</p> <p>2 会社役員(取締役、会計参与、監査役及び執行役)に関する事項 (1) (略) (2) 会社役員に対する報酬等</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">報 酬 等</th> <th style="text-align: center;">定款又は株主総会で定められた報酬限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">取 締 役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">会 計 参 与</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">監 査 役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">執 行 役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) 1~3 (略) 4 「報酬等」には、会社役員(社外役員を除く。)が当該銀行の支配人その他の使用人を兼ねている場合における当該支配人その他の使用人としての報酬等を含み、当該金額を欄外に記載すること(報酬以外の金額については、その金額を括弧内書すること。) (新設)</p>	区 分	報 酬 等	定款又は株主総会で定められた報酬限度額	取 締 役			会 計 参 与			監 査 役			執 行 役			計		
区 分	報 酬 等																														
取 締 役																															
会 計 参 与																															
監 査 役																															
執 行 役																															
計																															
区 分	報 酬 等	定款又は株主総会で定められた報酬限度額																													
取 締 役																															
会 計 参 与																															
監 査 役																															
執 行 役																															
計																															

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第9号の2

改正案	現行
<p><u>6・7</u> (略) (削る) (以下略)</p>	<p><u>5・6</u> (略) <u>7</u> 委員会設置会社にあつては、「定款又は株主総会で定められた報酬限度額」の設欄は要しない。 (以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第11号

改正案	現行
<p>別紙様式第11号 (第34条の24第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>目次</p> <p>第1・2 (略) (記載上の注意) 1~4 (略) 5 <u>上場会社等(金融商品取引法第24条の4の7第1項の規定により四半期報告書(同項に規定する四半期報告書をいう。以下この5において同じ。))を提出しなければならない会社(同条第2項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。)をいう。)</u>である銀行持株会社にあつては、この様式中、第2 <u>中間連結財務諸表については、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準じて作成すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2 中間連結財務諸表</p> <p>(略)</p> <p>2 第 期中 (年 月 日現在) 中間連結貸借対照表</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意) 1 (略) (1)~(5) (略) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る)</p>	<p>別紙様式第11号 (第34条の24第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p>(略)</p> <p>目次</p> <p>第1・2 (略) (記載上の注意) 1~4 (略) (新設)</p> <p>(略)</p> <p>第2 中間連結財務諸表</p> <p>(略)</p> <p>2 第 期中 (年 月 日現在) 中間連結貸借対照表</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意) 1 (略) (1)~(5) (略) (6) <u>有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。</u> (7) <u>有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額</u> (8) <u>資産に係る引当金を直接控除した場合における資産の資産科目別の引当金の金額(一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額)</u> (9) <u>銀行持株会社の取締役、監査役及び執行役との間の取引による当該取締役、監査役及び執行役に対する銀行持株会社及びその子会社等の金銭債権があるときは、その総額。ただし、子会社等である金融機関との間の総合口座取引における当座貸越及び預金又は長期信用銀行債等(預金保険法第2条第2項第5号に規定する長期信用銀行債等をいう。以下同じ。)を担保とする貸付金(担保とされた預金及び長期信用銀行債等の総額を超えないものに限る。))は、この限りでない。</u> (10) <u>銀行持株会社の取締役、監査役及び執行役との間の取引による当該取締役、監査役及び執</u></p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第11号

改正案	現行
<p>(6)~(15) (略) 2~6 (略) (以下略)</p>	<p>行役に対する銀行持株会社及びその子会社等の金銭債務があるときは、その総額。ただし、<u>預金及び長期信用銀行債等はこの限りでない。</u></p> <p>(11)~(20) (略) 2~6 (略) (以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第12号

改正案	現行
別紙様式第12号 (第34条の24第2項関係) (日本工業規格A4)	別紙様式第12号 (第34条の24第2項関係) (日本工業規格A4)
(略)	(略)
第2 連結財務諸表	第2 連結財務諸表
(略)	(略)
2 第 期末 (年 月 日現在) 連結貸借対照表	2 第 期末 (年 月 日現在) 連結貸借対照表
(略)	(略)
(記載上の注意)	(記載上の注意)
1 (略)	1 (略)
(1)~(8) (略)	(1)~(8) (略)
(9) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項 (会社計算規則第139条の規定に従い記載すること。)	(9) リースにより使用する有形固定資産に関する事項 (会社計算規則第139条の規定に従い記載すること。)
(10)~(21) (略)	(10)~(21) (略)
2~7 (略)	2~7 (略)
(以下略)	(以下略)

改正案	現行
<p>別紙様式第13号 (第34条の25第1項及び第4項関係)</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 中 間 決 算 公 告</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">中間連結貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(6)~(16) (略)</p> <p>3~7 (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">第2 第 期 中 間 決 算 公 告 (要旨)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">中間連結貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>別紙様式第13号 (第34条の25第1項及び第4項関係)</p> <p style="text-align: center;">第1 第 期 中 間 決 算 公 告</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">中間連結貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p><u>(6) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(7) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額</u></p> <p><u>(8) 資産に係る引当金を直接控除した場合における資産の資産科目別の引当金の金額 (一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額)</u></p> <p><u>(9) 銀行持株会社の取締役、監査役及び執行役との間の取引による当該取締役、監査役及び執行役に対する銀行持株会社及びその子会社等の金銭債権があるときは、その総額。ただし、子会社等である金融機関との間の総合口座取引における当座貸越及び預金又は長期信用銀行債等 (預金保険法第2条第2項第5号に規定する長期信用銀行債等をいう。以下同じ。) を担保とする貸付金 (担保とされた預金及び長期信用銀行債等の総額を超えないものに限る。) は、この限りでない。</u></p> <p><u>(10) 銀行持株会社の取締役、監査役及び執行役との間の取引による当該取締役、監査役及び執行役に対する銀行持株会社及びその子会社等の金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金及び長期信用銀行債等はこの限りでない。</u></p> <p>(11)~(21) (略)</p> <p>3~7 (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">第2 第 期 中 間 決 算 公 告 (要旨)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">中間連結貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第13号

改正案	現行
<p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(5)~(7)</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p><u>(5) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額</u></p> <p><u>(6)~(8)</u> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第13号の2

改正案	現行
<p>別紙様式第13号の2 (第34条の25第1項及び第4項関係)</p> <p>第1 第 期 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>連結貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)~(8) (略)</p> <p>(9) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項 (会社計算規則第139条の規定に従い記載すること。)</p> <p>(10)~(22) (略)</p> <p>3~8 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>別紙様式第13号の2 (第34条の25第1項及び第4項関係)</p> <p>第1 第 期 決 算 公 告</p> <p>(略)</p> <p>連結貸借対照表 (年 月 日現在)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)~(8) (略)</p> <p>(9) リースにより使用する有形固定資産に関する事項 (会社計算規則第139条の規定に従い記載すること。)</p> <p>(10)~(22) (略)</p> <p>3~8 (略)</p> <p>(以下略)</p>

改正案	現行																														
<p>別紙様式第14号 (第34条の28第1項関係)</p> <p style="text-align: center;">第 期 { 年 月 日から 年 月 日まで } 事業報告</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1 当社の現況に関する事項 (1)~(7) (略) (8) 事業譲渡等の状況</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意) (略) 1・2 (略) 3 他の会社(外国会社を含む。)の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分のうち重要なもの 4 (略) (9) (略)</p> <p>2 会社役員(取締役、会計参与、監査役及び執行役)に関する事項 (1) (略) (2) 会社役員に対する報酬等</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:25%; text-align: center;">区 分</th> <th style="width:75%; text-align: center;">報 酬 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">取 締 役</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">会 計 参 与</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">監 査 役</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">執 行 役</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">計</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) 1~3 (略) 4 会社役員(社外役員を除く。)が当該銀行持株会社の支配人その他の使用人を兼ねている場合における当該支配人その他の使用人としての報酬等の金額を欄外に記載すること(報酬以外金額については、その金額を括弧内書すること。) 5 会社役員に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額を欄外に記載すること。ただし、委員会設置会社にあつては、記載を要しない。</p>	区 分	報 酬 等	取 締 役		会 計 参 与		監 査 役		執 行 役		計		<p>別紙様式第14号 (第34条の28第1項関係)</p> <p style="text-align: center;">第 期 { 年 月 日から 年 月 日まで } 事業報告</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1 当社の現況に関する事項 (1)~(7) (略) (8) 事業譲渡等の状況</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意) (略) 1・2 (略) 3 他の会社(外国会社を含む。)の株式その他の持分又は新株予約権等の取得のうち重要なもの 4 (略) (9) (略)</p> <p>2 会社役員(取締役、会計参与、監査役及び執行役)に関する事項 (1) (略) (2) 会社役員に対する報酬等</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:25%; text-align: center;">区 分</th> <th style="width:45%; text-align: center;">報 酬 等</th> <th style="width:30%; text-align: center;">定款又は株主総会で定められた報酬限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">取 締 役</td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">会 計 参 与</td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">監 査 役</td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">執 行 役</td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">計</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) 1~3 (略) 4 「報酬等」には、会社役員(社外役員を除く。)が当該銀行持株会社の支配人その他の使用人を兼ねている場合における当該支配人その他の使用人としての報酬等を含み、当該金額を欄外に記載すること(報酬以外金額については、その金額を括弧内書すること。) (新設)</p>	区 分	報 酬 等	定款又は株主総会で定められた報酬限度額	取 締 役			会 計 参 与			監 査 役			執 行 役			計		
区 分	報 酬 等																														
取 締 役																															
会 計 参 与																															
監 査 役																															
執 行 役																															
計																															
区 分	報 酬 等	定款又は株主総会で定められた報酬限度額																													
取 締 役																															
会 計 参 与																															
監 査 役																															
執 行 役																															
計																															

○銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号) 別紙様式第14号

改正案	現行
<p><u>6・7</u> (略) (削る) (以下略)</p>	<p><u>5・6</u> (略) <u>7</u> 委員会設置会社にあつては、「定款又は株主総会で定められた報酬限度額」の設欄は要しない。 (以下略)</p>